

確定申告用の「保険税(料)納付済額のお知らせ」(普通徴収分)を送付します

令和7年中に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を納めていただいている方（いずれも普通徴収^{*}分に限ります）に、納付額を記載したハガキ型の「保険税(料)納付済額のお知らせ」を1月下旬頃に納税(納付)義務者の方宛てに郵送します。

これらの保険税(料)は、所得税や住民税の申告において社会保険料控除の対象になります。申告の際にこの「保険税(料)納付済額のお知らせ」や領収書が必要となる場合があります。

なお、年末調整等のために1月下旬の発送前にお知らせが必要となる場合は問い合わせください。

※普通徴収…口座振替または納付書払いで保険料(税)を納める方法

特別徴収（年金天引き）の納付済額のお知らせは市からは送付しません。

特別徴収の納付額は、年金保険者（日本年金機構など）から送付される「源泉徴収票」を確認してください。

※遺族年金または障害年金から特別徴収されている方については、年金保険者から源泉徴収票は送付されないので、納付済額が必要となる場合は問い合わせください。

正しい保険税(料)の算定のため所得の申告をお願いします (収入が無かった方も申告が必要です)

各種保険税(料)は加入者の所得などに応じて決まるため、毎年、所得の申告が必要です。遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの方や、収入がなかった方なども必ず所得の申告をお願いします。

◆国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の正しい算定には、加入者かどうかに関わらず、世帯主の所得情報も必要となります。世帯主とその世帯の被保険者の中に所得の状況が不明な方がいる場合、法令に定められた所得基準を下回る場合があっても、保険税の減額の適用を受けることができません。

◆介護保険料の正しい算定には、世帯内の全ての申告対象者の所得情報が必要となります。

医療費のお知らせ(医療費通知)の送付について

国民健康保険に加入されている世帯へ、医療機関でかかった医療費の総額が掲載されている「医療費通知」を年4回送付しています。この医療費通知は確定申告の医療費控除の手続きに使用できます。

なお、医療費通知の情報はマイナポータルで確認することもできます。

発送時期	令和7年8月 (発送済み)	令和7年12月 (発送済み)	令和8年1月 (上旬)	令和8年2月 (※2月20日までに発送予定)
通知内容	1月～4月診療分	5月～8月診療分	9～10月診療分	11～12月診療分

※9～10月診療分および11～12月診療分は、令和6年度に比べ早い時期の発送となります。

市公式ウェブサイトに詳しい情報を掲載しています。

『確定申告用の「保険税(料)納付済額のお知らせ」(普通徴収分)について』

『国民健康保険加入世帯の方は
所得の申告が毎年必要です』

『医療費のお知らせについて
(医療費通知)』



【問い合わせ先】 国民健康保険の保険税および医療費通知について… 市保険課 保険係 ☎ 31-0212
介護保険料について…………… 市高齢者福祉課 介護給付係 ☎ 31-0682
後期高齢者医療保険料について ……………… 市保険課 保健・年金係 ☎ 31-0215